

議案第18号「精神障害者医療費支給条例の一部改正について

賛成討論原稿

平成24年3月23日

日本共産党 梶田 稔

私は、日本共産党議員団を代表して、議案第18号「武豊町精神障害者医療費支給条例の一部改正について、賛成の立場から討論するものであります。

昨年9月の定例町議会に、住民代表から「精神保健福祉施策の充実を求める請願書」が提出され、一部議員の反対はあったものの賛成多数で採択され、今回、関連条例の一部改正案として本定例会に上程されたものであります。

知多地方5市5町の実施状況は、常滑市を除く4市で今年10月1日に、5町のうち阿久比町で同じく今年10月1日に医療費助成制度が施行されます。

本町は、請願の趣旨を活かして、精神障害者手帳1・2級所持者に入院及び通院による一般診療に係る医療費を無料とする条例改正案が、いま採決に付されようとしている条例改正案であります。

議案質疑等で指摘したように、この条例改正案には、請願者の願いに答えない重大な弱点があることを指摘しなければなりません。

請願者は、精神障害者が長年にわたって、何年も何十年も苦しい状況に置かれてきた実態を踏まえて、一刻も早く医療費助成を期待して町議会へ請願したものであります。

にもかかわらず、他の市町が今年10月1日施行であるのに対して、どうしても本町だけが来年1月1日施行というのでしょうか。折角の前向きの福祉施策というのに、まったく、理解に苦しむところであります。

議案質疑をとおして明らかになったように、今回の条例改正によって必要となる医療費助成額は、おおむね1ヶ月当たり75万円であります。仮に、他市町のように3ヶ月施行期日を繰り上げて、今年10月1日施行としても225万円の予算を計上すれば済むことであります。

全国的にも、愛知県内においても、有数の財政力を持つ武豊町が、財政的な理由で施行を遅らせなければならない事情は何一つないと言っても過言ではありません。町長の政治姿勢そのものが問われていることだけは、指摘しておきたいと思います。

町当局は、議会における議論の中で、国・県や近隣市町の動向を見て検討する旨、口癖のようによく答弁しますが、この条例改正案の施行日に限って、なぜ、近隣市町の動向を見ようとししないのでしょうか。

再考するよう強く求めるものであります。

このような、理不尽とも言える弱点を持っているとはいえ、請願者の願いに応える内容でもあり、本条例改正案は一步前進であることを評価して、賛成討論といたします。

以 上